

姫路市監査委員	三 輪 徹
同	芝 野 稔
同	白 井 義 一
同	山 口 悟

令和7年度 監査の結果について

地方自治法第199条第1項、第2項、第4項及び第7項の規定により標記監査を行ったので、同条第9項の規定により、その結果報告を公表します。

- 1 定期監査（工事監査）結果報告書
- 2 財政局定期監査結果報告書
- 3 健康福祉局（後期）定期監査及び関係指定管理者監査結果報告書
- 4 農林水産環境局定期監査及び関係指定管理者監査結果報告書
- 5 建設局定期監査結果報告書
- 6 都市局定期監査結果報告書
- 7 上下水道局定期監査結果報告書

令和7年度 財政局定期監査（行政監査を含む。）結果報告書

1 監査の実施

姫路市監査基準に基づき、次のとおり監査を実施した。

(1) 監査の種類

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づく定期監査及び行政監査

(2) 監査の対象

財政局

財政課、管財課、契約課、工事技術検査室

(3) 監査の着眼点

リスク・アプローチの手法により、識別されたリスク（既知のリスク情報、リスク管理シート、監査等の着眼点等）から重要度や頻度等を総合的に考慮して、そのリスクを評価した上で重点的に行う監査の着眼点を設定した。

(4) 監査の主な実施内容

監査は、財務事務及びその他の事務の執行について、その一部を抽出し、法令等に基づき適正に行われているか、また、合理的かつ効率的に行われているかなどの視点で実施した。

(5) 監査の実施場所及び日程

監査事務局及び現地

令和8年2月5日から同年3月11日まで

2 監査の結果

監査の結果、指摘事項は次のとおりである。その他の事務は、事務執行上留意すべき軽微なものを除き、適正に執行されているものと認めた。

(1) 収入関係事務

ア 一般土地建物貸付料（管財課）

イ 工事請負契約解除に伴う違約金（契約課）

これらの事務について関係書類を調査したところ、未収金が認められた。早期に徴収に努められたい。

(2) 支出関係事務

ア 契約関係事務（契約課）

契約書の作成に当たっては、姫路市契約規則第25条第1項の規定により契約金額を記載しなければならないとされている。令和6年度及び令和7年

度の姫路市総合評価技術審査業務委託の契約書において、委託料の算出根拠となる消費税及び地方消費税の記載が欠落していたが、契約書に記載のない消費税及び地方消費税を含んで委託料の金額を算出し、支払事務を行っていた。

契約事務に当たっては、地方自治法、姫路市契約規則等の規定に基づき適正に執行されたい。